

# 能美市市民協働まちづくりセンター ホームページバナー広告 掲載要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、能美市市民協働まちづくりセンターホームページ(以下「当センターホームページ」という。)へのバナー広告掲載に関し、能美市市民協働まちづくりセンター有料広告掲載要綱(以下「要綱」という。)及び能美市市民協働まちづくりセンター有料広告掲載基準(以下「基準」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 当センターホームページ 能美市市民協働まちづくりセンターが管理するホームページのことをいう。
- (2) 広告主 当センターホームページに広告掲載可の決定を受けた者をいう。
- (3) バナー広告 当センターホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

## (広告の種類)

第3条 当センターホームページに掲載する広告はバナー広告(以下「広告」という。)とする。

## (掲載可能な広告の範囲)

第4条 当センターホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、要綱及び基準の規定に準ずるものとする。

## (広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ（1枠）縦50ピクセル×横140ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可、透過GIF不可）
- (3) データ容量 6キロバイト以下
- (4) 画像のスライス（分割）不可

（広告の掲載ページ、位置及び枠数）

第6条 広告を掲載するページは当センターホームページのトップページとする。

2 広告の位置はページ右端とし、枠数は10枠とする。

（広告の掲載期間等）

第7条 広告を掲載する期間は、4月単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を越える期間を指定することはできない。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は別途センター長が定める。
- 3 広告の掲載の開始時間は、掲載期間初日の午前9時以前とする。
- 4 広告の掲載の終了時間は、最終日の午後5時以降とする。

（広告掲載希望者の募集）

第8条 広告掲載希望者の募集は、当センターホームページ、チラシ等の広報印刷物等で公募するものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

（広告掲載の申し込み）

第9条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、当センターホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、センター長に申し込むものとする。

る。

(広告掲載の決定)

第10条 センター長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 センター長は、広告掲載の可否を決定したときは、当センターホームページ  
広告掲載決定通知書(様式第2号)又は当センターホームページ広告非掲載決  
定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

3 センター長は、申込者が第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位に  
より決定する。この場合において、同順位の申込者の中では掲載希望月数の多  
いものを優先することができる。

(1) 第1順位 公共的性格のある私企業で市内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位 前号に規定する以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を  
有するもの

(3) 第3順位 その他私企業又は自営業等

(4) 第4順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

4 前項の規定によっても順位が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告  
を決定できないときは、第11条に規定する掲載順番も含めて抽選により決定  
する。

5 前項の抽選にもれた申込者は、当該年度内に限り順番待ちとする。

6 センター長は、順番待ちとなった申込者に当センターホームページ広告掲載  
保留通知書(様式第4号)でその旨通知する。

7 センター長は、掲載枠に空きが生じた場合は、順番待ちの申込者に当センタ  
ーホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

(広告掲載の順番)

第11条 広告の掲載は、前条第3項に規定する優先順位に基づき、上から順に  
掲載するものとする。この場合において、順位が同じ広告が複数ある場合は、  
抽選により決定する。

2 掲載が終了し空白となった枠より下に掲載されている広告は、順に上に詰め

るものとする。

- 3 順番待ちの広告を掲載する場合は、前項により空白となった枠に上から順に掲載するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第12条 広告主は、掲載内容及び条件等を記載した当センターホームページ広告掲載承諾書(様式第5号)をセンター長に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿をセンター長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、原則広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料は、1枠につき4か月額4,000円とする。

- 2 広告主は、第10条による掲載決定後、センター長が指定する期日までに、掲載決定期間にかかわる広告掲載料の総額を一括して納入するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第15条 広告の内容及びデザイン等については、当センター及び当センターホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主とセンター長が協議することとする。

- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条に規定するもののほかは、センター長が別に定める。

(広告内容等の変更)

第16条 センター長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求

めることができる。

(広告掲載の取消し)

第17条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載承諾書及び広告原稿の提出がないとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の全額が納付されないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、当センターホームページへの広告掲載が適切でないとしてセンター長が判断したとき。

2 センター長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めは負わない。この場合において、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の届出義務)

第18条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当センターホームページ広告掲載内容変更届(様式第6号)をセンター長に提出しなければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき

(広告掲載料の返還)

第19条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、当センターホームページ広告掲載取消決定通知書（様式第7号）により広告主に通知するとともに、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した日以降の日割りとし、10円未満の端数を切り捨てる。

3 広告掲載期間内に、本市の都合によりホームページを閉鎖した場合又は広告を掲載できなかった場合は、当センターホームページ運営停止報告書兼広告掲載料返還決定通知書（様式第8号）により広告主に通知するとともに、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。ただし、閉鎖日数又は広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

4 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告を掲載できなかった日数に応じた日割りとし、10円未満の端数を切り捨てる。

5 返還する広告掲載料には、利子は付さない。

6 広告掲載料の返還を受けようとする広告主は、当センターホームページ広告掲載料返還請求書（様式第9号）をセンター長に提出するものとする。

（広告主の責任）

第20条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の権利処理が完了していることを、センター長に対し、保証するものとする。

3 第三者から広告主の広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任と負担において解決することとする。

4 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡することができない。

（委任）

第21条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。